

# 子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画

---

【最終案】



---

令和8（2026）年3月  
三 重 県

## 目 次

<b>第1章 計画の策定の考え方</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画策定の背景 .....	1
(2) 計画策定のポイント .....	2
(3) 計画の位置づけ .....	3
(4) 計画の期間 .....	3
(5) 当事者である子どもの意見の把握 .....	3
(6) 児童虐待とは .....	3
<b>第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題</b> .....	<b>4</b>
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移 .....	4
(2) 児童虐待相談種別の年次推移 .....	4
(3) 被虐待児童の年齢別の年次推移 .....	5
(4) 児童虐待相談の経路別の年次推移 .....	5
(5) 児童相談所の一時保護(一時保護委託を含む)の相談事由別の 年次推移 .....	6
(6) 児童相談所の一時保護と一時保護委託の件数の年次推移 .....	6
(7) 児童相談所一時保護所、一時保護委託先での保護日数の年次推移 .....	7
<b>第3章 基本理念</b> .....	<b>8</b>
<b>第4章 施策の具体的な展開</b> .....	<b>9</b>
第1節 総論 .....	9
(1) 子どもの権利擁護の取組の推進 .....	9
(2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり .....	12
第2節 未然防止 .....	14
(1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援 .....	14
(2) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化 .....	22

第3節 早期発見・早期対応 .....	23
(1) 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化.....	23
(2) 子どもを守る地域ネットワークづくり .....	25
第4節 保護及び支援 .....	28
(1) 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進.....	28
(2) 一時保護をした子ども等への支援強化 .....	33
(3) 一時保護解除時等の子どもの安全確保 .....	37
(4) 社会的養護経験者の自立支援の強化 .....	39
第5節 体制整備.....	41
(1) 警察、医療機関との連携体制の強化.....	41
(2) 児童相談所職員等の専門性の向上.....	43
(3) 子ども虐待防止啓発 .....	47
<b>第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて .....</b>	<b>48</b>
(1) 推進体制 .....	48
(2) 計画の推進.....	48
<b>第6章 資料編 .....</b>	<b>49</b>
(1) 計画策定に向けた検討 .....	49
<b>(参考)子どもを虐待から守る条例.....</b>	<b>51</b>

### (1) 計画策定の背景

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県においても令和4(2022)年度には過去最多の2,408件となるなど、平成30(2018)年度以降2,000件を超える高い水準で推移しています。
- 令和5(2023)年5月、県の児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生しました。県では、事例発生後直ちに、再発防止に向けた取組を開始するとともに、外部有識者からなる「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」が立ち上げられ、委員会から県に対して「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」を課題とする提言が出されました(令和6(2024)年3月)。委員会からの提言をふまえ、より一層の取組の強化が必要となっています。
- 令和4(2022)年の児童福祉法の改正(令和6(2024)年4月1日施行)により、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、こども家庭センターの設置が求められました。
- 県では、「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、いじめなど困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法及び国のこども大綱の内容もふまえ、「三重県子ども条例」を改正しました(令和7(2025)年4月1日施行)。
- こうした情勢の変化や、検証委員会からの提言により課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」の3つの視点から、通告等に係る対応等を定めるなど、現場の具体的な行動指針となる実行性を伴う「子どもを虐待から守る条例」を改正しました(令和7(2025)年7月1日施行)。
- 本計画は、改正した「子どもを虐待から守る条例」第25条において、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めることとした規定に基づき、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護及び支援、体制整備等を図り、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の実現に向けて、子どもと家庭を支える取組をさらに推進していくために定めるものです。

## (2)計画策定のポイント

「子どもを虐待から守る条例」の体系に基づき、本計画において、児童虐待の未然防止から体制整備まで、市町及び関係機関等とともに、子どもや子育て家庭への三重県全体がワンチームとなった支援をめざします。

県がめざす「ワンチーム」とは、県内において子どもや子育て家庭に関わる全ての関係機関等(※)が、子どもの最善の利益と子育て家庭への支援を共通の目的とし、主体的に機能し合う、切れ目のない協働体制を指します。

第1節 総論	(1)子どもの権利擁護の取組の推進 (2)通告の徹底や支援の仕組みづくり
第2節 未然防止	(1)妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援 (2)虐待予防のための子どもの安全確認の強化
第3節 早期発見・ 早期対応	(1)虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化 (2)子どもを守る地域ネットワークづくり
第4節 保護及び 支援	(1)一時保護をした子ども等の権利擁護の推進 (2)一時保護をした子ども等への支援強化 (3)一時保護解除時等の子どもの安全確保 (4)社会的養護経験者の自立支援の強化
第5節 体制整備	(1)警察、医療機関との連携体制の強化 (2)児童相談所職員等の専門性の向上 (3)子ども虐待防止啓発

※関係機関等

### 【子どもを虐待から守る条例】

(定義) 抜粋

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。)その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)で使用する用語の例による。

### (3)計画の位置づけ

「子どもを虐待から守る条例」第25条に基づいて策定する子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画です。新たに規定した内容を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理します。

### (4)計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とし、計画の進捗状況をふまえ、見直しを行います。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

### (5)当事者である子どもの意見の把握

子どもの権利擁護や一時保護をした子どもへの支援の強化に向けた参考とするため、一時保護所に保護されている子どもに対するアンケート等により、子どもの意見等の把握に努めます。

### (6)児童虐待とは

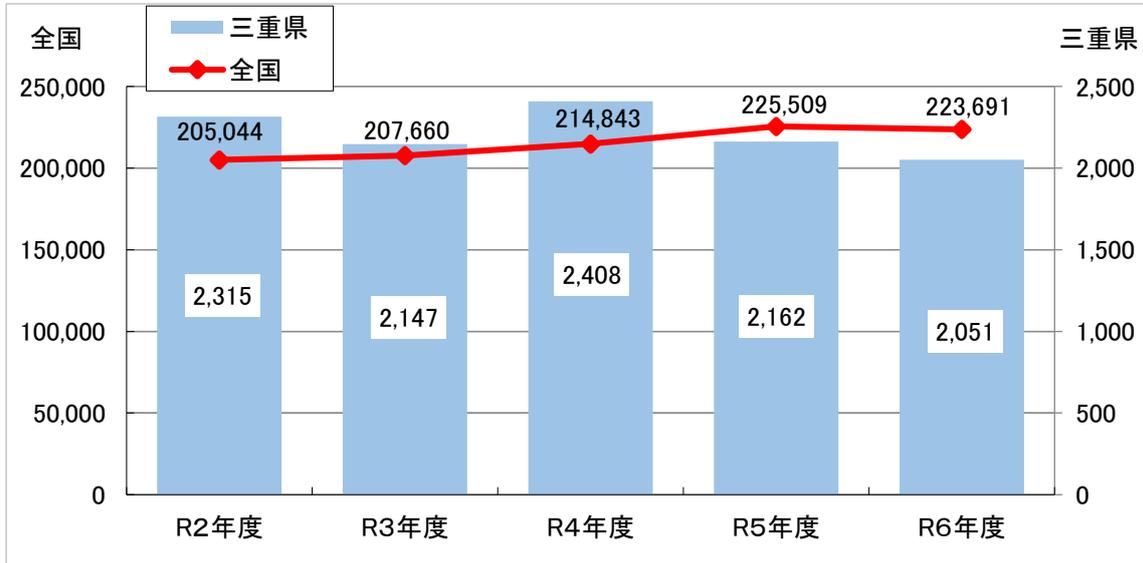
児童虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」第2条に定義されており、保護者がその監護する子どもに対し、以下のような行為を行うことをいいます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

## 第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

### (1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

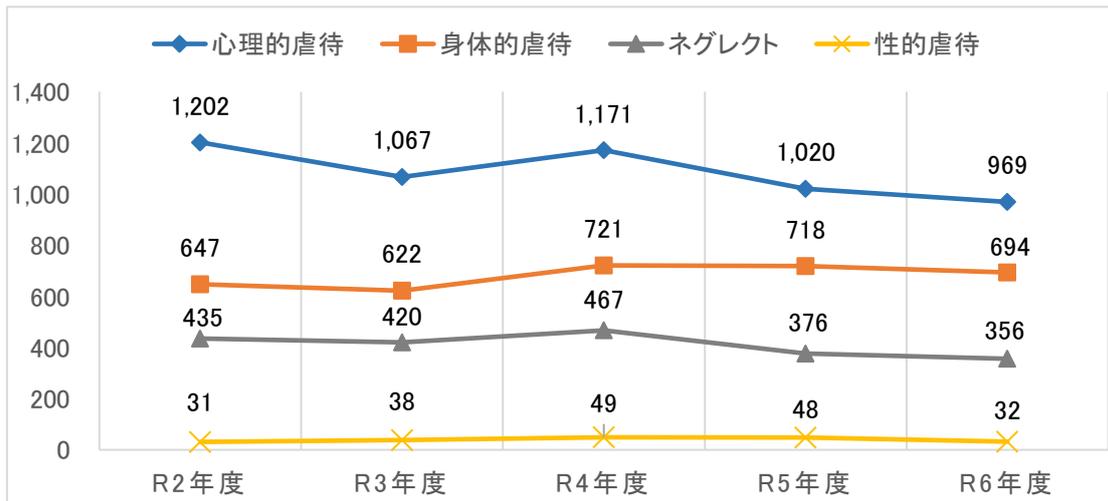
県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、依然として 2,000 件を超える高い水準が続いています。



出典:子ども・福祉部調べ

### (2) 児童虐待相談種別の年次推移

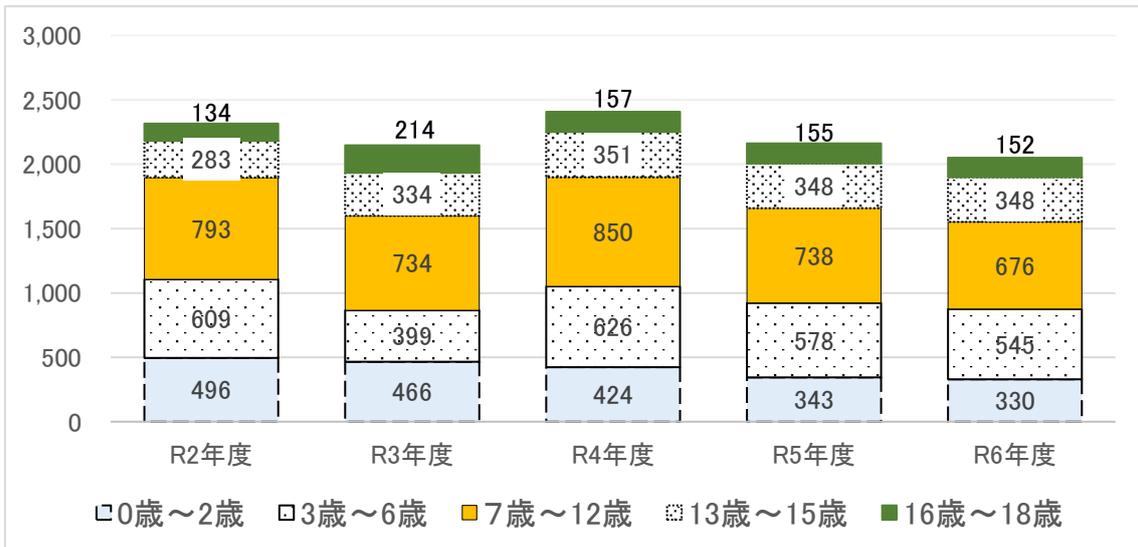
児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例(面前DV)に関する通告が約半数を占めています。



出典:子ども・福祉部調べ

### (3)被虐待児童の年齢別の年次推移

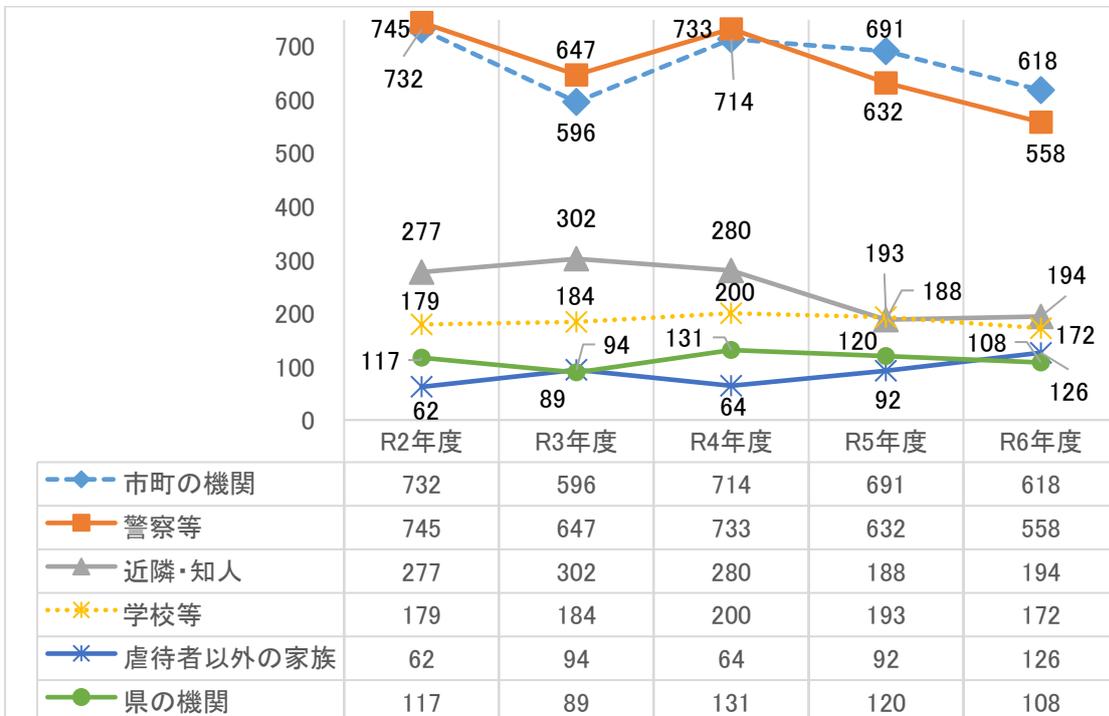
年齢別で見ると、0歳～2歳の件数は全体の約1.5割、6歳までの件数は約4割の水準で推移しています。



出典:子ども・福祉部調べ

### (4)児童虐待相談の経路別の年次推移(上位6位)

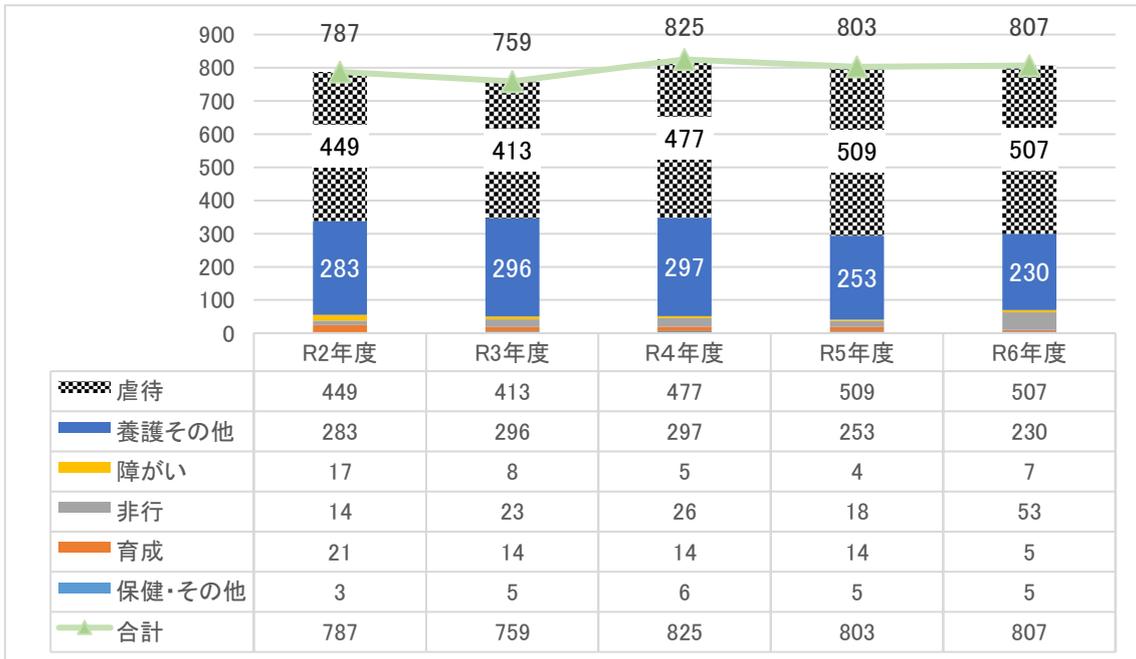
児童相談所への児童虐待相談の通告経路については、市町の機関(市町の子ども家庭センター等の児童福祉主管課)、警察等が最も多くなっています。



出典:子ども・福祉部調べ

(5) 児童相談所の一時保護(一時保護委託を含む)の相談事由別の年次推移

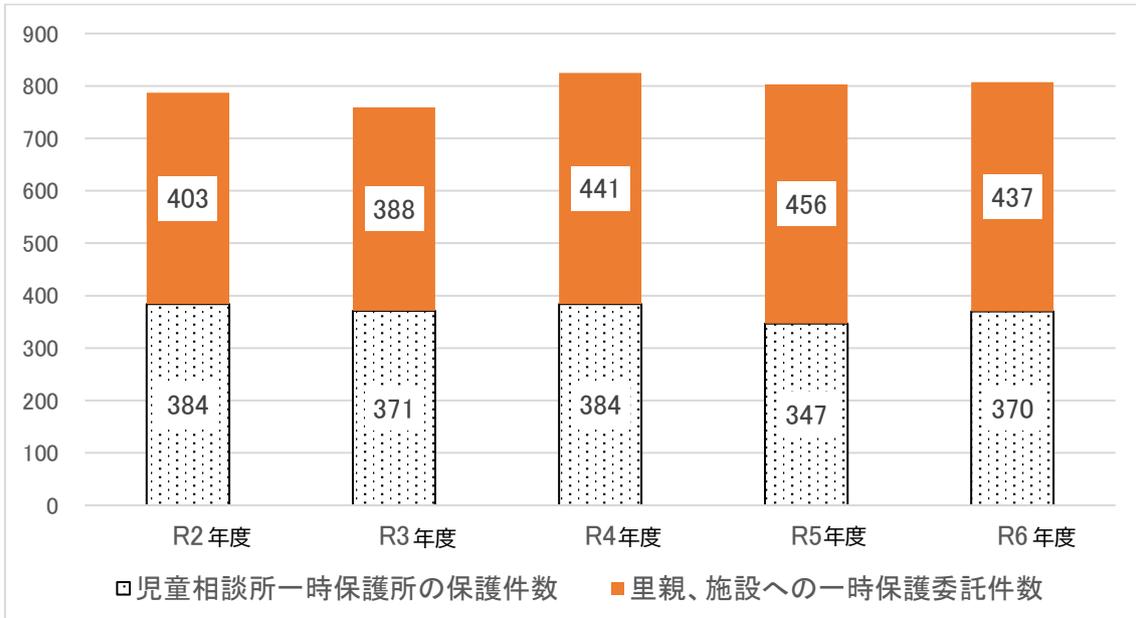
虐待を含む、家庭での養育が困難な状況にある「養護相談(虐待、養護その他)」が9割を占めています。



出典:子ども・福祉部調べ

(6) 児童相談所の一時保護と一時保護委託の件数の年次推移

一時保護をした子どものうち、約半数以上は里親、施設へ一時保護を委託しています。

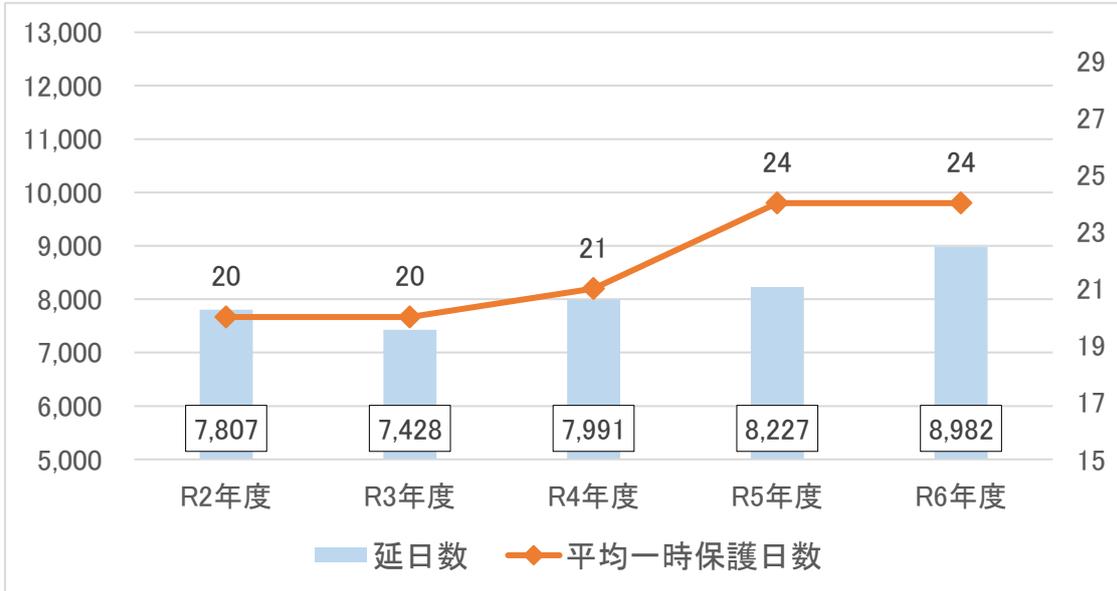


出典:子ども・福祉部調べ

### (7) 児童相談所一時保護所、一時保護委託先での保護日数の年次推移

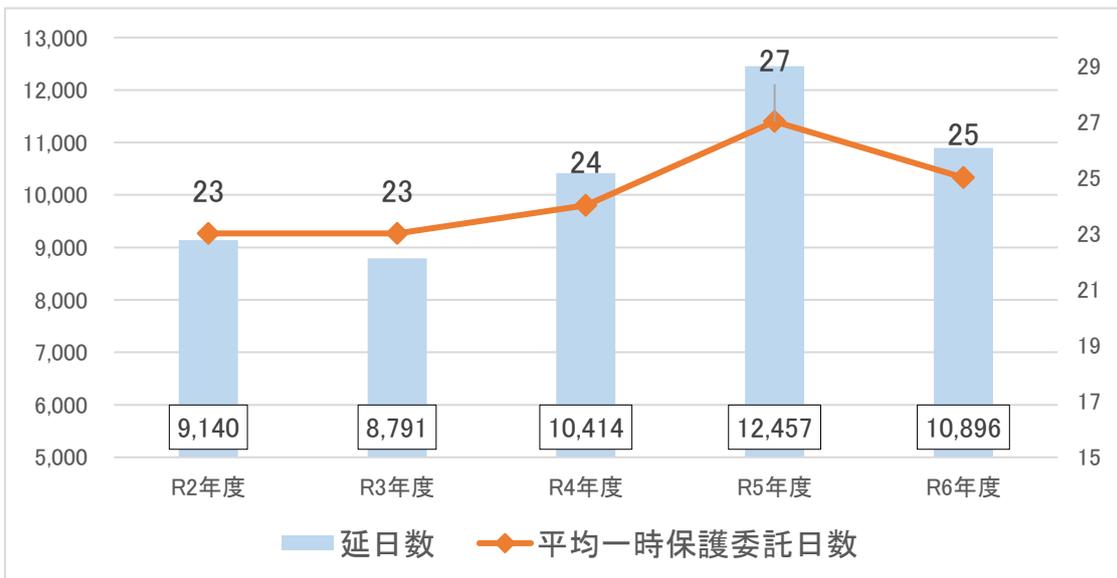
一時保護所及び一時保護委託先にかかる平均保護日数は、一人あたり 24 日～25日となっています。

#### (児童相談所一時保護所)



出典:子ども・福祉部調べ

#### (一時保護委託先)



出典:子ども・福祉部調べ

#### <めざす社会の姿>

子どもが、心も身体も傷つけられることなく、  
安全に安心して暮らせる社会をめざす

令和4(2022)年改正児童福祉法及び令和7(2025)年改正三重県子ども条例の趣旨をふまえ、子どもが権利(「差別の禁止」「生命、健康及び成長に対する権利」「意見表明、社会参画の権利」「子どもの意見の尊重、最善の利益」の4つの原則をはじめとする様々な権利。)の主体であることを常に念頭におき、子どもの安全・安心の確保のため、「子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす」という理念を県民と共有し、市町及び関係機関と連携し、支援を必要とする子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から、子どもが自立するための支援まで切れ目のない支援を提供するとともに、保護者による子どもへの虐待の防止、虐待の連鎖の解消を図ります。

## 第1節 総論

### (1) 子どもの権利擁護の取組の推進

#### <これまでの取組>

- 子どもを虐待から守るためには、県民の皆さんに虐待の未然防止等について理解していただくことが大切であることから、「子どもを虐待から守る条例」において、毎年11月を子ども虐待防止啓発月間として定めて、子どもの虐待防止の普及啓発を推進しています。

#### (取組内容)

★具体的な取組としては、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業として、県立みえこどもの城において、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。期間中、パネル展示や、子どもたちの声を募集・展示する企画、キックオフイベント等を開催しています。

★県及び各市町の庁舎等では、子ども虐待防止を願うオレンジ色の短冊などを吊した「オレンジリボンツリー」を一斉展示するなど、地域全体での虐待防止啓発を実施しています。

- 関係機関や民間団体からの依頼に応じて研修講師を派遣し、子どもの虐待防止に向けた意識の向上や啓発に努めています。
- 令和4(2022)年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護の推進が位置づけられました。また、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備した改正「三重県子ども条例」(令和7(2025)年4月1日施行)の理念に則り、改正「子どもを虐待から守る条例」は、子どもを虐待から守るという児童虐待防止分野の実効的な施策を規定する条例であることを位置づけました。
- 改正「子どもを虐待から守る条例」においては、11月に加え新たに毎年5月を子ども虐待防止啓発月間として決めました。

- 令和4(2022)年の民法改正に伴い、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことについて、「子どもを虐待から守る条例」の「保護者の責務」の規定を見直しました。

#### 【子どもを虐待から守る条例】

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

#### <現状・課題>

○「子どもの権利」に対する社会の理解がいまだ十分とは言えない現状をふまえ、「子どもの権利」の周知・啓発とともに、児童虐待が子どもへの権利侵害であることを社会全体で捉える共通理解を醸成することにより、家庭内の日常の子どもへの関わり方を見直す意識を広げ、虐待の発生を未然に防ぐことが必要です。

○体罰禁止が法に明記され、「体罰」を絶対に許さないという意識は高まりつつあるものの、「しつけ」と称した不適切な行為に対する社会的な認識がまだ十分ではないことから、改めて保護者だけでなく、地域住民や、保育所、学校関係者など、子どもを取り巻く全ての大人が共通認識を持ち、社会的な土壌をさらに醸成する必要があります。

#### <具体的な取組>

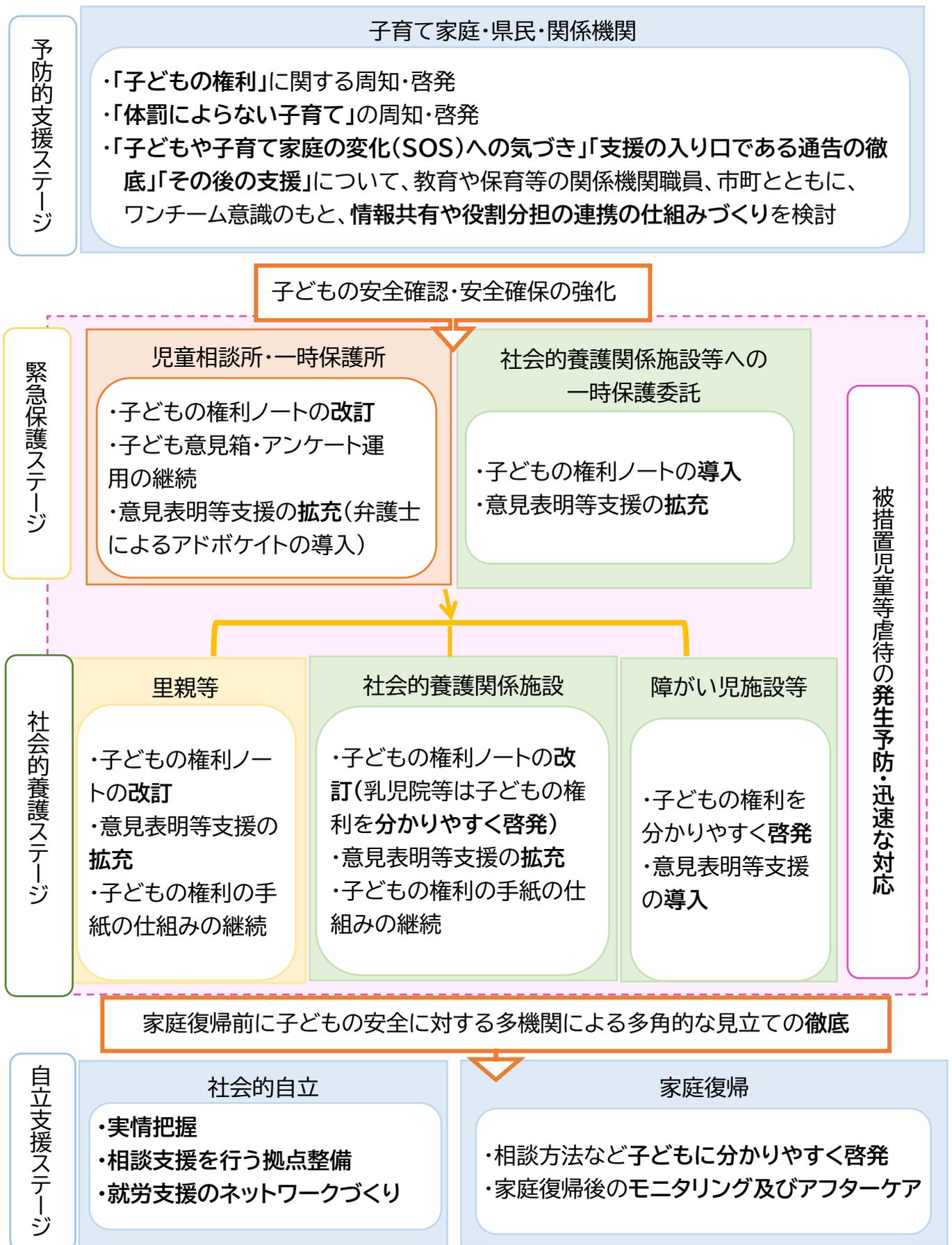
##### 「子どもの権利」に関する周知・啓発

大人も子どもも分かりやすく学べる啓発パンフレットを多言語で作成したものを活用し、子どもの権利の普及・啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。

##### 「体罰によらない子育て」の周知・啓発

体罰が子どもの心身の成長・発達に悪影響を与えることや、しつけの際に肯定的な言葉で具体的に伝える方法などを周知するとともに、保護者が孤立しないよう、子育て支援サービスや相談の利用を改めて周知・啓発します。

【参考】子どもの権利擁護に関する新たな取組体系図

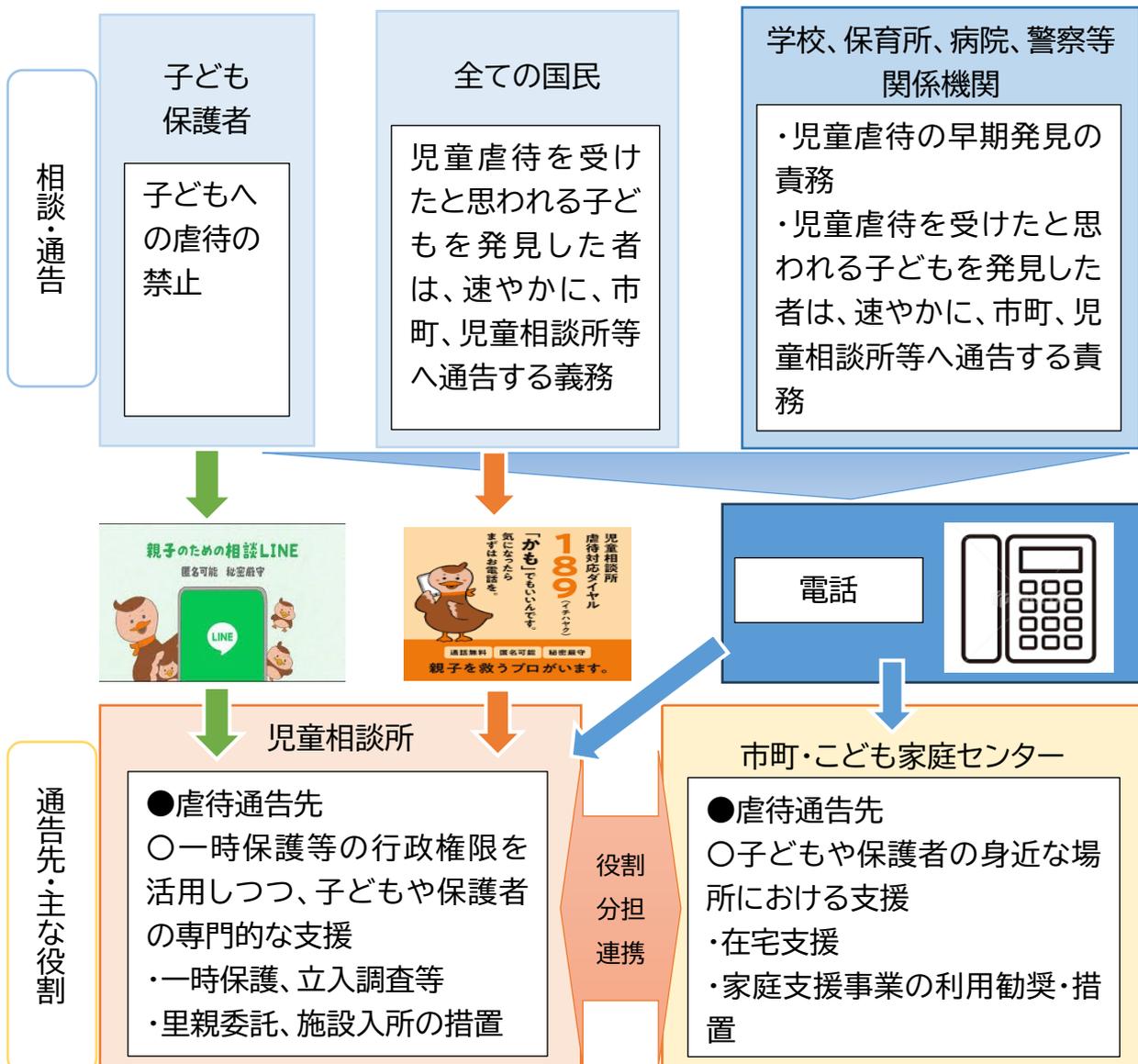


## (2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり

### <これまでの取組>

- 県では、平成16(2004)年に都道府県としては初めて、児童虐待防止等を目的として、子どもの命を守ることを最優先とし、虐待の未然防止、早期発見、通告等に係る対応等や、子どもや保護者への支援等を定めた「子どもを虐待から守る条例」を制定しました。当時の児童虐待の防止等に関する法律が通告対象を「虐待を受けた児童」としていたのに比べ、その対象を拡大して「虐待を受けたおそれのある子どもを含む」として、規定しました。
- 児童虐待の防止等に関する法律において、通告義務や児童虐待を発見しやすい立場の関係機関等の早期発見等の責務について規定されています。

### 【参考】虐待通告先や相談先である児童相談所と市町の主な対応と役割



- 虐待のおそれがある子どもを発見した場合は、すぐに市町の児童福祉主管担当部署や児童相談所にためらわず通告することが大切です。特に関係機関においては、「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」において、早期発見の責務のみならず、児童虐待の発生予防、早期対応、保護及び支援等、児童虐待対応の各段階において、国や県や市町の児童虐待防止に関する施策に積極的な協力が求められています。

#### <現状・課題>

- 身近な関係者が通告者となる場合には、虐待事実についての確証がないことや、通告による保護者との関係悪化への不安、通告による子どもの被害増大への懸念等、保護者を「虐待者」として通告することへの抵抗感が生じることがあります。
- 虐待通告は、子どもも保護者も全ての人を救うための支援の入り口であるという考え方を改めて認識し、ためらわず通告することを周知徹底することが必要です。
- 通告後も地域での支援が必要となったケースについて、通告は三重県全体のワンチーム支援のスタートと捉え、その後の支援の仕組みも考えていくことが大切です。日常的に子どもと接する機会が多い関係機関等において、子どもや子育て家庭の変化(SOS)に気づくための状況把握や、その後の再発防止のための支援やその仕組みづくりを構築することが必要です。

#### <具体的な取組>

##### 通告の徹底や支援の仕組みづくり

「子どもや子育て家庭の変化(SOS)への気づき」「支援の入り口である通告の徹底」「その後の支援」について、教育や保育等の関係機関職員、市町とともにワンチームの意識のもと、情報共有や役割分担の連携の仕組みづくりを検討します。

## 第2節 未然防止

### (1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援

#### <これまでの取組>

#### 【地域における子育ての理解・協力の推進】

- 企業・団体等の様々な主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子どもの育ち・子育て家庭を応援する活動を行う会員の相互支援の取組について検討を進めるなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めています。

#### (取組内容)

★企業等の協力を得て、18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に対し、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で割引やサービス等の特典が受けられる子育て家庭応援クーポンの普及に取り組んでいます。

※子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 2,504 店舗(令和7(2025)年3月31日現在)

★市町やPTA安全互助会と連携して、妊娠期から学齢期の子どもを持つ保護者同士が子育てに関する様々な悩みや思いを語り合う、ワークショップ型のプログラム「みえの親スマイルワーク」を開催し、子育ての不安感・負担感の軽減を図る取組を行っています。語り合い、その中で気づきを得たり学んだりすることができるワークショップを開催し、保護者同士のつながりづくりに取り組んでいます。

#### 【地域における子育て支援の充実】

#### ●乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、市町が生後4か月までの乳児がいる家庭を全て訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、県内全市町が実施しており、県は市町に対して補助を行っています。

## ●家庭支援事業

令和4(2022)年改正児童福祉法(令和6(2024)年4月施行)により、家庭支援事業について、基本的には利用者の申請に基づき支援を提供することとしながらも、サポートプランが作成された者や、児童相談所から引き継いだ児童など、家庭支援事業の提供が必要と認められる者については、市町が多角的なアセスメントのもと利用の勧奨を行うこととなりました。

また、利用を勧奨したにもかかわらず社会経済的状況に変化が見られない、疾病その他やむを得ない事由により利用を申請できないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町が認めた場合は、家庭支援事業を利用するよう行政処分(措置)として働きかけ、家庭支援事業による支援の提供を行うこととなりました。

### 【参考】家庭支援事業

事業	内容
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等の理由において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等必要な支援を行う事業
養育支援訪問事業	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	虐待や不登校などにより、家や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う事業
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業

●ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行っています。

●子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て中の親と子が交流を行う場で、県内全市町に設置されています。この場を利用して子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行っています。

●市町の放課後児童対策に対する支援

放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営の支援を行うとともに、多くの地域住民、NPOや関係団体等の様々な地域人材の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習やものづくり体験活動等を行えるよう、放課後子ども教室を設置する市町を支援しています。

【県内における相談支援体制の整備】

(特定妊婦や困難な問題を抱える女性を必要な支援につなげる取組)

- 育児不安のある妊産婦や特定妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげるため、市町における妊娠届時アンケートの統一や、妊産婦健診の推進、「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」の活用を進めるとともに、母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの充実、母子保健コーディネーターの人材育成など、市町の体制整備に向けた支援の取組を進めています。
- 県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」による妊産婦への切れ目のない支援に取り組んでいます。

●「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24(2012)年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っており、令和7(2025)年8月からはLINEによる相談も開始しています。

人間関係を中心とした様々な内容について相談が寄せられていますが、虐待の相談を受けた場合は、児童相談所へ通告するなど、相談者本人の心情に配慮しながら早期対応を図っています。

●「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」

予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24(2012)年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営・周知を行っています。市町、NPO、医療機関等の関係機関や、DV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行うとともに、特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげる取組を進めています。

●「三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談」

若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、令和2(2020)年6月からSNS相談窓口「三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談」を設置し、相談に対応しています。

●「親子のための相談LINE」

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5(2023)年2月からSNSを活用した全国一元的な相談窓口である「親子のための相談 LINE」を開設・運用しています。

(子育て家庭への支援の取組)

●市町児童相談体制の強化支援

市町への支援に向けて、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制(構築)等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー(指導者)を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しています。

## ●こども家庭センターの設置促進・運営強化支援

令和4(2022)年改正児童福祉法により、市町においてこれまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となるなど、児童虐待の発生予防や未然防止における市町の役割は一層重要になっています。

県は、こども家庭センターの設置促進や運営強化に向けて、市町に対しての定期協議等の場を通じて助言を行っています。また、こども家庭センターの業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした実務の向上につながる研修や意見交換を実施しています。

また、こども家庭センターの役割の一つであり、令和4(2022)年改正児童福祉法の施行により、令和6(2024)年度から新たに市町の業務の一つとして求められているサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組んでいます。

なお、令和7(2025)年10月1日時点で、こども家庭センターは24市町に設置されています。

こども家庭センターの設置数（令和7(2025)年10月1日現在）

- ・24 市町設置(29 市町中)
- ・設置率 82.8%

### <現状・課題>

- 児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、その要因の一つでもある予期しない妊娠等に悩む若年者や家族を支える相談窓口を設置していますが、支援が必要な人を相談窓口や支援につなげるためには、さらなる周知やその方法について検討が必要です。
- 若年女性を中心に貧困、虐待、家庭問題など様々な困難な問題を抱える女性が相談につながるための環境整備が必要です。また、安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供するなどの支援の充実が必要です。
- 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進める必要があります。

○三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書(2023年津事例)をふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」の3つを柱に再発防止に向けた取組を充実させることが必要です。また、報告書の提言において指摘されている「周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと特定妊婦への実質的な相談・支援体制」を充実させることが必要です。

○支援を必要とする全ての妊産婦及び子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図るため、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、民間団体が提供する支援など様々な関係機関との連携が必要です。

### <具体的な取組>

#### 困難な問題を抱える女性への相談窓口の設置

困難な問題を抱える女性が24時間いつでも相談できるよう、LINE相談窓口を設置するとともに、SNS等を活用して相談窓口の周知をします。

#### 支援が必要な困難な問題を抱える女性の居場所づくり

民間団体が運営する施設を活用して、支援が必要な人に安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供することで、支援の充実を図ります。

#### プレコンセプションケアの啓発

発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学、企業等に配布し、プレコンセプションケアの啓発を実施します。

#### 子どもへの包括的性教育の推進

学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。

#### 市町こども家庭センターの運営強化支援

市町による「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、統括支援員や母子保健コーディネーター等の職員の人材育成や専門性の確保に向けた研修の充実など、妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより、早期の出産や子育てに対する不安に対応します。

### 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町が実施する家庭支援事業等の必要な事業量や取組状況を把握するとともに、里親、ファミリーホーム、入所施設、児童家庭支援センターについて、子育て短期支援事業等の委託先として、市町との情報共有を進め、顔の見える関係づくりを行うことにより積極的な活用促進を図ります。

また、市町が実施する家庭支援事業等において、県内の母子生活支援施設を幅広く活用できる可能性があることから、市町と相談しながら、その体制整備や活用促進を図ります。

### 関係機関の相談機能の強化

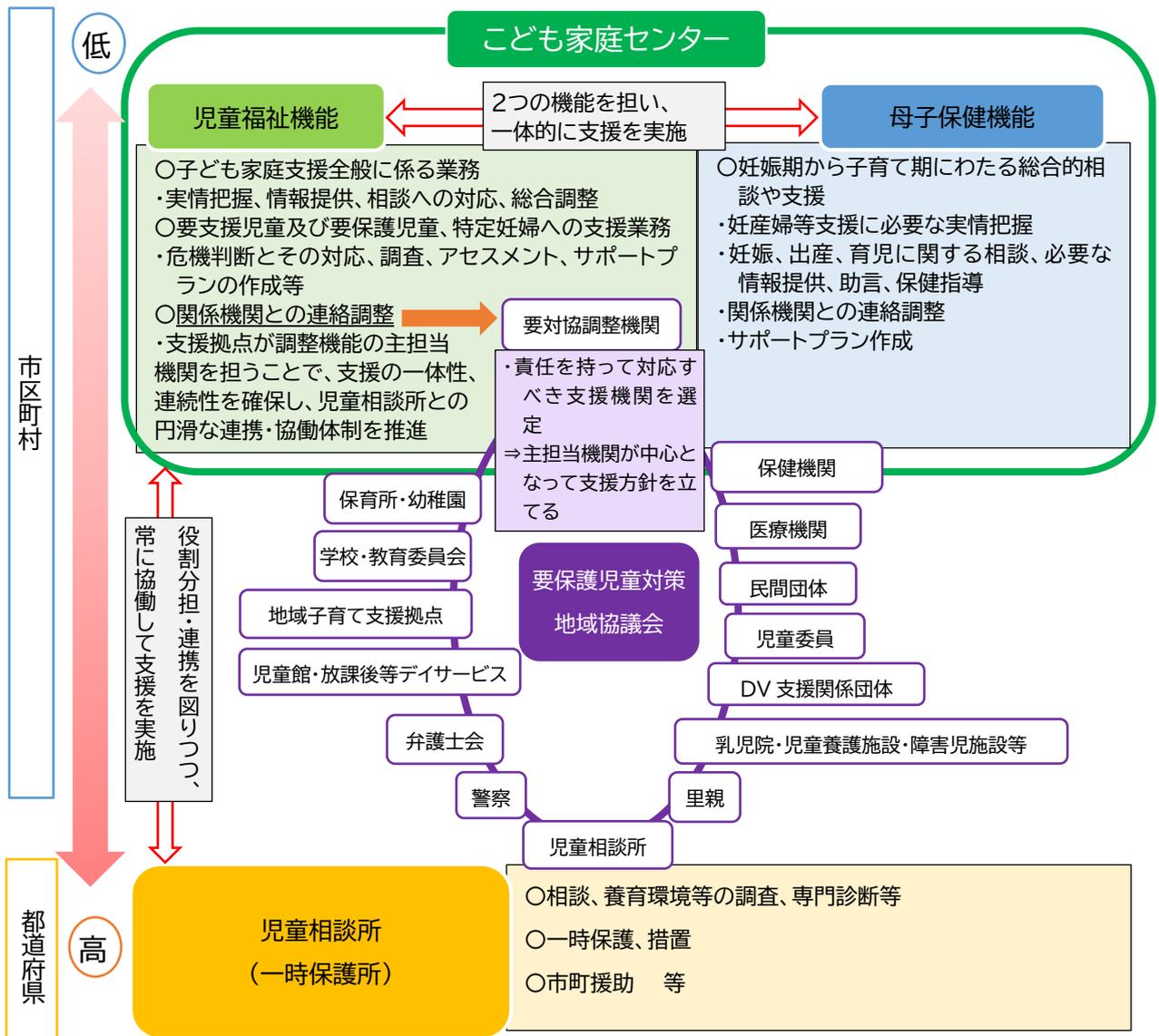
県内7か所(令和7年4月1日時点)に設置している児童家庭支援センターの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

県は、市町がこども家庭センターを整備していく中で、児童家庭支援センター、NPO等関係機関との連携体制を構築するとともに、地域における児童家庭支援センターの相談機能の充実を図ります。

### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
市町こども家庭センターの運営強化支援	県主催の市町職員等を対象とした研修・会議の実施【参加者数累計】	200名	1,200名
市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援	子育て短期支援事業を里親・ファミリーホーム(FH)・児童養護施設等に委託している市町数	里親:5市町 FH:2市町 施設:27市町	増加
関係機関の相談機能の強化	市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	3か所	増加

【参考】 児童相談所とこども家庭センターの役割



## (2) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

### <これまでの取組>

- 乳幼児健診は子どもの健康だけでなく虐待予防の観点から重要な役割を果たしています。市町においては、受診勧奨や未受診者へのフォローが実施されています。
- 改正「子どもを虐待から守る条例」では、乳幼児健診未受診などがあり、かつ市町において子どもの安全確認ができない場合は、児童相談所との連携や通知について新たな規定を追加しました。

#### 【子どもを虐待から守る条例】

(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組) 抜粋

#### 第十一条

6 市町は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。

7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長(知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

### <現状・課題>

- 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策を推進するため、妊娠の届出や健診等の様々な機会を通じて、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、切れ目のない支援に取り組むとともに、児童福祉との連携による包括的な支援の充実を図る必要があります。
- 妊娠・周産期の課題がある妊産婦や、医療機関の未受診などの場合、子どもの安全確認及び状況把握が必要です。乳幼児健診未受診であり、未就園、不就学等の状況により、市町や関係機関等において子どもの安全確認が行えない場合には、児童相談所に技術援助依頼または通知を行うなど、安全確認を徹底することが必要です。

### <具体的な取組>

#### 乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底

改正「子どもを虐待から守る条例」に、乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認ができない場合には、児童相談所との連携や通知について新たに規定したことを市町に対し周知徹底します。

### 第3節 早期発見・早期対応

#### (1) 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

##### <これまでの取組>

- 改正前の「子どもを虐待から守る条例」においては、通告のあった子どもについて、「必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない」と規定していました。
- 改正後の「子どもを虐待から守る条例」では、通告のあった子どもの安全確認について、市町及び関係機関等と連携し、「対面による安全確認」を基本とすることを明記しました。

##### 【子どもを虐待から守る条例】（通告等に係る対応）抜粋

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。

2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容及び、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。

3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

- 通告に基づく子どもの安全確認のために家庭訪問し、保護者に子どもの目視確認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅する子どもの調査を保護者が拒んだ場合などは、児童相談所による立入調査や臨検・捜索によって、子どもの安全確認を行っています。
- 児童相談所と警察の連携による児童虐待対応力強化に向け、児童相談所が警察に援助要請をして行う立入調査や臨検・捜索について、具体的事例を想定してのロールプレイ方式、また、模擬家屋を活用した実践的な合同研修を行っています。

#### <現状・課題>

- 児童相談所運営指針において、「立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、複数の職員が立ち会うことが望ましく、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。その場合は、事前に周到な打ち合わせを行い、不測の事態を想定した対応等を協議しておくことが必要である」とされており、警察との連携はもとより、市町との連携も重要です。
- 立入調査や臨検・捜索の実施件数は少ないものの、強力な公権力の行使であり、その実施には適正な手続きと不測の事態への対応力が必要であることから、児童相談所職員の正確な知識と適切な対応能力の習得が必要です。

#### <具体的な取組>

##### 児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修

児童相談所、市町、警察等関係機関との合同の研修を実施し、県内の児童相談体制の強化及び対応力の向上を図ります。

##### 動画を活用した研修の充実

児童相談所職員の立入調査及び臨検・捜索の適法性と実行性を伴う職員の実践的な対応能力を向上させるため、動画を活用した研修を実施します。

#### <モニタリング指標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修	合同研修の実施回数、受講者数【累計】	4回 98人	24回 600人

## (2)子どもを守る地域ネットワークづくり

### <これまでの取組>

#### 【市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化への支援】

- 要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。)とは、児童福祉法第25条の2に規定されている「子どもを守る地域ネットワーク」であり、児童虐待にとどまらず、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者のない児童等保護が必要な児童(要保護児童)、養育支援が必要な児童(要支援児童)や出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(特定妊婦)に対し、関係する複数の機関で援助やモニタリング(家庭に状況の変化が起きていないか、子どもの安全が危機的状況になっていないか、等を日常のかかわりや定期的な訪問等を通じて確認すること)を行うため、県内全市町に設置されています。構成員は、児童福祉関係、保健医療関係、教育委員会、警察・司法関係の関係機関等となっています。
- 小中学校等において、学校(園)医、学校(園)歯科医は、学校(園)健診、学校(園)歯科健診等を通じて、直接子どもやその保護者に接し、関係機関の専門職として子育て支援の重要な役割を担っています。
- 市町要対協実務者会議に出席し、運営についての課題や好事例等の情報収集を行い、他市町への横展開を図るなどの市町支援を行っています。
- 市町要対協の運営体制の強化を図るため、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行うとともに、さらなる運営力向上につながる研修を市町職員等向けに開催しています。
- また、市町要対協の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応すること等を目的に、三重県要保護児童対策協議会を設置し、要保護児童対策等に関する情報共有や意見交換を行っています。
- 要対協を中心に、市町、警察、学校、医療機関等との連携強化を進め、特定妊婦や要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援が行われるよう、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

### <現状・課題>

- 市町要対協において、要保護・要支援児童、特定妊婦が困っている状況や心配な状況への変化の情報把握・共有、状況変化に応じた適切な支援及び役割連携を行う実質的な運営強化に向けた支援が課題となっています。

○学校(園)健診・学校(園)歯科健診等を通じて、子どもの身体的な変化に気づく機会も多くみられるため、学校医や学校歯科医との情報共有や役割連携も重要です。

○虐待のおそれのある子どもの早期発見・早期対応には、児童相談所のみでの対応では困難なこともあり、関係機関が連携し、要保護・要支援児童、特定妊婦の心配な状況変化に応じた情報共有や役割連携による対応が必要です。

○市町要対協の調整機関や運営を担うこども家庭センターにおいて、要保護・要支援児童、特定妊婦のさらなる早期発見・早期対応に向けた支援が必要です。

○障がい児やその家庭など、福祉サービス等の社会的な援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援を充実させることが必要です。

#### <具体的な取組>

##### **市町の要保護児童対策地域協議会(要対協)の運営強化の支援**

市町要対協の運営を強化するため、市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、進行管理のあり方等について検討して見直します。

##### **特定妊婦、要支援児童、要保護児童の早期発見・早期対応**

市町要対協の調整機関や運営を担う、こども家庭センターの現場対応力を向上するため、引き続き、助言を行うアドバイザーの派遣や、スキルアップにつながる研修を実施します。

##### **障がい児やその家庭への支援の充実**

障がいや疾患の早期発見・早期対応及び障がい児への適切な支援を行うとともに、福祉、保健、医療、教育との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実します。

##### **虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化**

虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向け、少年鑑別所に併設されている、地域の非行・青少年の健全育成を支援する三重法務少年支援センターと連携し、市町要対協へアドバイザーを派遣し、対応力の向上を図ります。

<取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
特定妊婦、要支援 児童、要保護児童 の早期発見・早期 対応	市町からの要請に よる要対協等への アドバイザー派遣 回数【累計】	17回	102回

## 第4節 保護及び支援

### (1)一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

#### 子どもや支援者に対する権利の啓発

---

##### <これまでの取組>

- 児童養護施設入所児童や里親・ファミリーホーム委託児童を対象に、子どもが自らの権利を知ることができるよう「子どもの権利ノート」を配布するとともに、児童養護施設入所児童と里親・ファミリーホーム委託児童及び児童自立支援施設入所児童を対象とした「子どもの権利擁護の手紙・送付用封筒」を配布し、子どもが権利の主体であることや、守られる権利等について伝えています。
- 子どもの権利擁護プログラムである「CAP(Child Assault Prevention)等プログラム」研修を、児童福祉施設職員等を対象に開催し、施設における日常生活支援においてCAP等プログラムを実践しています。
- 子どもの権利擁護を推進し、子どもの福祉に携わる者のアドボカシーの意識を高めるため、児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム、市町等の職員に対し、アドボカシー研修を開催しています。
- 児童相談所における一時保護児童の意見聴取として、児童相談所一時保護所内に「意見箱」を設置し、中央児童相談所が意見を集約したうえで、子どもの意見表明や意見実現に向けて、関係する担当部署と連絡調整を行っています。
- 子どもの意見聴取等措置及び意見表明等支援事業  
令和4(2022)年改正児童福祉法(令和6(2024)年4月施行)により、子どもの一時保護時や、里親委託、施設入所等の措置決定時において、児童相談所職員による子どもへの説明、意見聴取、記録の作成、聴取した意見・意向の考慮、反映の検討、子どもへのフィードバックという「意見聴取等措置」が義務化されるとともに、児童相談所等から独立した第三者が子どもの意見表明等を支援する「意見表明等支援事業」が創設されました。また、社会的養護が必要な子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務に位置付けられました。

## ●アドボケイト(意見表明等支援員)の導入

県では、子どもの意見聴取等の仕組みの整備に向けて、令和4(2022)年度より、児童相談所一時保護所において、面談を希望する子どもに対して、子どもの意見形成や意見表明を支援するアドボケイト(意見表明等支援員)を派遣するとともに、段階的に一時保護専用施設、児童養護施設、ファミリーホーム等へも派遣を拡充し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行っています。

## ●アドボケイトの周知・啓発

意見表明等支援事業の実施に当たっては、児童相談所等からの独立性を担保するため、民間の事業者に委託して、アドボケイト派遣活動を行うとともに、アドボケイト養成のための基礎講座の実施や、子どもの権利やアドボケイトについての周知・啓発を行っています。

### <現状・課題>

- 一時保護児童や施設入所児童、里親委託児童等の全ての子どもが意見表明等支援事業を利用できる体制を整えるためには、効果的な意見表明等支援の方法や十分なアドボケイト人材の養成、運用体制等、派遣先の拡充に向けた検討が必要です。
- 子どもが児童相談所の意見聴取等措置を含め、意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか等の、意見表明等支援の実施方法について、継続的に検証することが必要です。

### <具体的な取組>

#### 一時保護所等の暮らしの中での「子どもの権利」の理解促進

子ども自身が一時保護所や施設等の暮らしの中で「子どもの権利」についてより理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂します。

子どもの権利ノートの配布対象となっていない乳児院、児童養護施設の幼児、障害児入所施設等の入所児童に対して、分かりやすい子どもの権利の啓発及び相談方法について検討します。

#### 保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充

- ・子どものニーズの多様性をふまえ、保護や措置の状況に応じた適切かつ効果的な支援方法を拡充(弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入等)します。
- ・社会的養護の子どもに必要なアドボケイト(意見表明等支援員)の担い手の養成や、効果的な実施方法を検討します。

### 意見表明等支援事業を検証する仕組みの構築

子どもへのアンケート調査を通じて、子どもの権利の理解度、意見表明等支援についての満足度等を把握し、子どもの希望や状況に応じた効果的な意見表明等支援について、試行・検証を実施します。

#### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標 (R11)
一時保護をした子ども等の権利擁護の推進	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合	－（※1）	100%

※1

「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する条例」の制定に当たって実施した一時保護所退所児童へのアンケート結果において「全体を通して一時保護所の生活は良い」と答えた子どもの割合:80%

## 被措置児童等虐待の発生予防・迅速な対応

### <これまでの取組>

#### ●被措置児童等虐待の状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
通告 件数	3	6	3	9	4
調査 件数	3	6	3	7	6
発生 件数	0	3	0	2	2
施設等 種別		社会的養護関係施設 1 障がい児施設等 1 里親等 1		一時保護施設等 1 障がい児施設等 1	社会的養護関係施設 1 障がい児施設等 1

※令和5(2023)年度通告件数のうち2件は令和6(2024)年度に調査を実施しています。

#### ※施設等の種別について

里親等	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)及び里親
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
障がい児施設等	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関
一時保護施設等	児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等

### <現状・課題>

○里親や社会的養護関係施設に入所している子どもは、家庭での虐待の影響により、人間関係を築くことの難しさ、激しい怒りやパニックなど感情の不安定さ、トラウマや発達的な課題といった精神的・発達的な問題を抱えるなど、行動や対人関係において様々なダメージを受けていることがあります。中には、長期的な支援・治療が必要なほど、大きなダメージを受けていることもあります。

○そういったダメージを受けている子どもたちの代替養育は容易なことではなく、養育に困難が生じやすい状況であることを理解することが大切です。また、養育者が問題を抱え込まないよう、組織的に対応することが必要です。

○里親等の家庭では、組織的な対応が難しいことから、里親支援センター、フォスターリング機関(事業)など里親等を支援する関係機関とのつながりを強化し、相談や支援を受けられる体制を構築することが重要です。

○令和7(2025)年改正児童福祉法(令和7(2025)年10月施行)により、職員による虐待の通報義務対象が拡大され、社会的養護関係においては、下記の事業も職員による虐待が通報義務の対象となりました。

社会的養護に係る事業	児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、子育て短期支援事業(社会的養護関係施設を利用した場合)
------------	--

新しい対象事業を含め、通告があった際には、速やかな対応が行える実施体制の構築が必要です。

### <具体的な取組>

#### 被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築

- ・子どものケアにあたる施設担当者が一人で問題を抱え込まないよう、施設職員を対象とした研修を充実します。
- ・里親等の家庭については、継続的な支援や心理的サポートができる実施体制を充実します。
- ・被措置児童等虐待の事案を引き続き適切に把握するとともに、被害を受けたおそれのある子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査ができる実施体制を構築します。

## (2)一時保護をした子ども等への支援強化

### 児童相談所一時保護所の設備及び運営について

---

#### <これまでの取組>

- 児童福祉法に位置づけられている一時保護施設(児童相談所一時保護所)について、これまでは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」に規定する児童養護施設の基準が準用されてきました。
- 令和4(2022)年改正児童福祉法(令和6(2024)年4月施行)により、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされました。
- 新たに施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第27号)で定める基準に従いまたは参酌し、令和7(2025)年3月に「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。
- 北勢児童相談所の相談棟及び一時保護所は昭和62(1987)年に建築し、一時保護所においては、子どもの居室は全て畳4人部屋でした。平成19(2007)年に一時保護所を増築し、男子棟・女子棟に分かれ、2人部屋や感染症対策のためバストイレを設置した個室等を設置しました。
- 中央児童相談所の相談棟及び一時保護所は平成2(1990)年に建築し、一時保護所においては、平成24(2012)年に増築し、男女共同のリビングダイニングを中心に、男子の居室、女子・幼児の居室の棟が分かれています。2人部屋や感染症対策のため、バストイレを設置した個室等を設置しました。

#### <現状・課題>

- 「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、職員の体制の確保や子どもの居室の個室化等、一時保護施設の設備と運営の基準を満たす体制及び施設整備が必要です。
- 令和7(2025)年度に、北勢児童相談所の一時保護所の第三者評価を受審しました。おおむね3年に1回、児童相談所や一時保護所の第三者評価を計画的に受審していくことが必要です。
- さらなる体制の強化、専門性の向上に向けて、第三者評価機関より提言を受けた課題の改善への取組を進めていく必要があります。

○感染症発生等における緊急時の一時保護所において、子どもたちの健康状態への集中的なケアを行うとともに、職員が罹患した際においても人員不足を即座に補完することができる体制の構築が必要です。

#### <具体的な取組>

##### 一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備

###### 【ハード面の充実】

- ・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備
- ・子どもたちが「守られている」「落ちつく」といった安心感・安全感を抱いて過ごせる空間づくりの工夫

###### 【ソフト面の人員体制などの充実】

- ・児童相談所一時保護所において、夜間等の要保護児童の緊急保護に係る対応を迅速に行うことができるよう人員体制を強化します。
- ・感染症発生等における緊急時に対応するため、看護師等の専門職を一時保護所に緊急配備できる体制の整備を検討します。

#### ケアニーズの高い子どもへの支援について

---

##### <これまでの取組>

- 児童養護施設や児童自立支援施設、里親委託等において、虐待によるトラウマや愛着障害の課題等を背景に、暴力や無断外出等の問題行動を起こし、施設不適應になった子どもや、問題行動がみられる在宅指導中の子どもに対し、一時保護による短期入所指導・支援を実施しています。
- 虐待を受けた子どものケアには、児童相談所の福祉的なアセスメントだけでなく、児童精神科の医学的な専門性による多角的なアセスメントや、適切な治療・支援が必要なことから、嘱託の精神科医を児童相談所に配置しています。また、入院等の治療が必要な子どもが緊急に受診できるよう、児童の入院病床を持つ精神科病院との連絡会を実施し、体制の整備を行っています。
- 県には常勤の児童精神科医を配置し、県内6児相を巡回するとともに、治療・投薬が必要な子どもには、三重県立子ども心身発達医療センターにおいて定期的な診療を行っています。

- DV に関する相談者や要保護者が同伴または監護する子どもへの支援においては、同伴児童連絡調整員(児童虐待防止コーディネーター)を女性相談支援センターに配置し、児童相談所や市町、関係機関と連携し、児童虐待防止のほか、当該子どもに対する心理的ケア等の対応における連絡調整等を行っています。

#### <現状・課題>

- 一時保護児童、里親委託児童、施設入所児童等において、個別的なケアや他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもへの対応が必要なケースがあります。

○ケアニーズの高い子どもが適切なケアを受けられる支援体制の拡充が必要です。

#### <具体的な取組>

##### ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築

児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めます。

### 一時保護児童の学習支援

---

#### <これまでの取組>

- 北勢児童相談所及び中央児童相談所の一時保護所に学習室を設置するとともに、教員免許を有する学習指導員を配置して、子どもの学年や学力に配慮し、一人一人の特性に合わせた個別の学習支援を行っています。
- 在籍校とも連携し、テストや夏休み中の課題等を教材として活用する等、一時保護中も在籍校と同じ学習ができるようにすることにより、円滑な学校復帰を支援しています。
- 修学旅行等の学校行事や受験、テスト等に対応するため、児童相談所の担当者等の送迎により登校を支援しているほか、より多くの一時保護児童が在籍校への登校ができるよう、タクシー利用や切符代の支給等により支援しています。
- 女性相談支援センターにおいては、一時保護所等児童指導員を配置し、一時保護中の女性の同伴児童の保育や学習指導等を実施しています。

### <現状・課題>

○一時保護所から遠方の在籍校やその他子どもの置かれている状況によっては通学が困難な状況があり、対応の検討が必要です。

### <具体的な取組>

#### 一時保護児童のニーズに応じた学習支援

- ・一時保護児童の登校支援を継続するとともに、特別支援学校における実習等に対応するため、実習先への送迎も支援します。
- ・オンライン授業・教材を活用できる Wi-Fi 環境などを整備し、小学生から高校生まで、また遠方や状況に応じて在籍校への登校が困難な一時保護児童等に対し、幅広く学習する機会が保障されるよう環境を整備します。

### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標 (R11)
一時保護児童のニーズに応じた学習支援	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った学習ができた」と回答した子どもの割合	—	100%

### (3)一時保護解除時等の子どもの安全確保

#### <これまでの取組>

- 一時保護により、子どもの安全確保及び子どもの心身の状況や置かれている家庭環境、保護者との関係などを調査するとともに、適切な今後の支援方針を検討しています。その後、保護者に対し子どもの安心・安全な家庭環境を整えることを協議し家庭復帰となる場合や、里親委託や施設入所など長期的な措置が必要となる場合には、速やかに一時保護を解除しています。
- 一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な対応を保護者が十分理解するよう面接、家庭訪問などを通じて、助言指導するとともに、家庭における養育環境の改善や円滑な家庭復帰に向けた支援を行っています。
- 家庭復帰するにあたり一時保護の解除を決定したときは、保護者にその旨を速やかに伝え、継続的な支援を行うことができるよう、市町や関係機関等に連絡するなど、必要な措置を講じています。
- 令和4(2022)年改正児童福祉法(令和6(2024)年4月施行)に伴い、国において、これまでの一時保護は子どもの安全確保に重きをおかれ、子ども一人一人の状態に合わせた対応が十分できていない場合があること、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いといった学習権保障に関する問題、一時保護期間の長期化など様々な問題が指摘されていました。  
また、一時保護は子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることから、令和4(2022)年の児童福祉法の改正に伴い、国において、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うため「一時保護ガイドライン」を改正しました。

#### <現状・課題>

- 一時保護等から家庭復帰する子どもについて、一時保護を解除する場合には、子どもへの意見聴取等措置を実施するとともに、保護者と十分に話し合い、家庭復帰の環境を整えることが必要です。
- また、市町(こども家庭センター)や関係機関等とも解除の方針について協議し、市町要対協を活用し、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取ったうえで、一時保護の解除等を行い、家庭復帰することが必要です。その後、モニタリングの徹底やアフターケアも必要です。

○家庭復帰に当たって、子どもや子育て家庭を取り巻く環境を的確に理解したうえで、適切な支援につなげられる専門的知識を身につける必要があることから、児童相談所職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得の促進が必要です。

○子どもとその保護者がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことが必要です。

### <具体的な取組>

#### 一時保護解除時における多機関による多角的なアセスメントの実施

児童相談所、市町、一時保護委託先等とワンチームとなり、一時保護の解除前において、子ども及び家庭に対する多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の支援のあり方などの確認、モニタリングの徹底等、安全確保のための措置を講じます。また、要対協の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行います。

#### 障害児入所施設による地域生活への円滑な移行

子どもへの必要なケアが十分行われるよう家庭への相談援助や養育力の向上を支援します。

#### 児童家庭支援センターの相談機能の強化

県内7か所(令和7年4月1日時点)に設置している児童家庭支援センターの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムを提供できるスキルを修得するための支援など、職員の育成にも取り組みます。

### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標 (R11)
一時保護解除時における多機関による多角的なアセスメントの実施	児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数【累計】	—	10人

## (4)社会的養護経験者の自立支援の強化

### <これまでの取組>

- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の自立支援資金貸付を行っています。
- 児童養護施設の入所措置や里親等の委託が解除された者等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者に対しては、引き続き児童自立生活援助事業所において支援を行っています(令和4(2022)年改正児童福祉法による年齢制限の撤廃と支援実施場所の拡充に伴い、措置解除後も必要に応じて施設や里親・ファミリーホームで引き続き支援を受けることが可能となりました)。
- 自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所予定者に対して支援計画を作成し、退所後の就労や生活支援につなげ、切れ目のない支援体制を整備しています。

### <現状・課題>

- 社会的養護経験者の中には、経済的にも精神的にも自立することに課題を抱えた子どももいます。
- 県では、施設の退所後あるいは里親委託の措置解除後、子どもがどのような道を進んでいるのか、実態を十分に把握できていない状況です。

### <具体的な取組>

#### 施設等を退所後の実態把握

社会的養護経験者等に対し、現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握します。

#### アフターケアの環境整備

これまで生活してきた施設等において引き続き自立に向けた支援を受けられるよう環境を整備します。

#### 相談支援を行う拠点の設置

子どもが施設退所後や里親の措置解除後、生活がなかなか安定しない、あるいは挫折を感じたときなどの相談支援等を行う拠点を設置します。

#### 就労支援のネットワークづくり

子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

<取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標 (R11)
社会的養護経験者の自立支援の強化	施設等を退所後3年後の就労の状況と進学状況	—	100%

## 第5節 体制整備

### (1)警察、医療機関との連携体制の強化

#### 警察との連携体制の強化

##### <これまでの取組>

- 児童相談所等に警察職員や警察官OBを配置し、警察実務の経験に基づく知見による児童虐待対応力の強化や、児童相談所と警察との連絡調整を行い、相互の役割連携の強化を図っています。
- 児童相談所と警察の連携による児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所が警察に援助要請をして行う立入調査や臨検・捜索について、実際の対応をふまえた具体的事例を想定してのロールプレイ方式、また、模擬家屋を活用した実践的な合同研修を行っています(再掲)。
- 児童相談所と警察においては、平成29(2017)年度から「児童虐待事案に係る情報共有に関する申合せ」により、児童相談所の児童相談所記録支援システムを介した児童虐待事案の情報共有を行っています。

##### <現状・課題>

- 児童相談所と警察の間では、重篤な児童虐待事案が発生するなどの緊急時には互いに電話連絡により迅速に情報共有を行っています。
- 児童虐待事案に係る基本情報等を迅速に、視覚的に共有できる体制整備が必要です。

##### <具体的な取組>

#### 児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備

児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステムを構築し、連携体制を強化します。

##### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
警察との連携体制の強化	情報共有を補強するためのシステム整備箇所数	1か所 (本部のみ)	19か所 (本部と全警察署)

## 医療機関との連携体制の強化

### <これまでの取組>

- 虐待を受けた子どものケアには、児童相談所の福祉的なアセスメントだけでなく、児童精神科の医学的な専門性による多角的なアセスメントや治療につなげる必要があることから、嘱託の精神科医を児童相談所に配置しています。また、入院等の治療が必要な子どもが緊急に受診できるよう、児童の入院病床を持つ精神科病院との連絡会を実施し、体制の整備を行っています。(再掲)

### <現状・課題>

- 一時保護児童、里親委託児童、施設入所児童等において、個別的なケアや他害など特別な状況へのケアを必要とする子どもへの対応が必要なケースがあります。(再掲)

### <具体的な取組>

ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築(再掲)  
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築を進めます。

### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
医療機関との連携体制の強化	精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数	2か所 (北勢児相・ 鈴鹿児相)	6か所 (全ての児童相談所)

## (2) 児童相談所職員等の専門性の向上

### 児童相談所の体制強化

---

#### <これまでの取組>

- 県の児童虐待相談対応件数は、平成30(2018)年以降、年間 2,000 件を超える水準で推移しており、重篤な虐待ケースや精神疾患のある保護者、交際相手や同居人が保護者であるなど、複雑な養育状況に対して迅速かつ適切に対応できるように、児童相談所の対応力を強化する研修に取り組んでいます。
- 児童相談所の法的対応力の強化を図るため、児童相談所に弁護士を配置し、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行っています。また、児童相談所が法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等や、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うとともに、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行っています。
- 一時保護司法審査制度の導入により、保護者が一時保護に不同意の場合等、児童相談所が7日以内に裁判官へ一時保護許可状を請求することが求められることとなったため、弁護士を増員するとともに、その法的事務を支援する人員の配置を進めています。
- 児童相談所職員のさらなる人材育成に向け、経験年数や職階に応じた研修の実施などを体系的に整理した「三重県児童相談所職員人材育成計画」を令和7(2025)年2月に策定し、計画的・体系的な研修の実施により、専門職の資質の向上を図っています。
- 外国につながる子どもへの支援に向け、支援実績のある民間団体から派遣された外国人支援員により、外国につながる子どもを取り巻く家庭環境や生活習慣の違いをふまえたサポートをしています。

#### <現状・課題>

- 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を図ってきましたが、経験年数が3年未満の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに5割強となっており、経験が浅い職員の割合が増加しています。

○経験年数の浅い職員が半数以上を占めており、高度なアセスメントや複雑な困難ケースへの適切なソーシャルワークなど、職員の専門性の向上が喫緊の課題となっており、指導・教育する職員の配置によるOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の充実など、サポート機能の強化が必要です。

○専門組織としての資質の向上を図るため、児童相談所と一時保護所の第三者評価を計画的に受審し、自らの組織の業務の客観的な質と専門性及び課題の可視化を図るとともに、評価結果を活用して課題を改善し、専門性を向上し続ける仕組みが必要です。さらに、弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトを導入するなど、子どもの権利擁護を十分にふまえた専門性の向上も必要です。

○感染症発生等における緊急時の一時保護所において、子どもたちの健康状態への集中的なケアを行うとともに、職員が罹患した際においても人員不足を即座に補完することができる体制の構築が必要です。(再掲)

#### <具体的な取組>

##### 児童相談所の人員体制・専門性の強化

- ・「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく体系的な研修を実施するとともに、職員の指導・教育する職員の専従化を促進し、経験年数の浅い職員へのきめ細かいサポート体制を充実します。
- ・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、評価結果を活用し、課題の改善に向けた取組を推進します。
- ・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入など、子どもの権利擁護を十分にふまえた児童相談所の援助方針となるよう、さらなる専門性の向上を図ります。

##### 児童相談所・一時保護所の緊急時の人員体制の整備

- ・一時保護施設において、夜間等の要保護児童の緊急保護に係る対応を迅速に行うことができるよう人員体制を強化します(再掲)。
- ・感染症発生等における緊急時に対応するため、看護師等の専門職を一時保護所に緊急配備できる体制の整備を検討します(再掲)。

### <取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
児童相談所の 体制強化	第三者評価を受審している児童相談所数及び一時保護所数【累計】	—	児童相談所 6か所 一時保護所 2か所
	一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合(再掲)	— (※1)	100%

※1

「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する条例」の制定に当たって、一時保護所を退所した児童アンケートにおいて「全体を通して一時保護所の生活は良い」と答えた子どもの割合:80%

### 市町への伴走型支援

#### <これまでの取組>

##### ●市町児童相談体制の強化支援

市町への支援に向けて、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制(構築)等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー(指導者)を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しています(再掲)。

##### ●県は、こども家庭センターの設置促進や運営強化に向けて、市町に対しての定期協議等の場を通じて助言を行っています。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う「統括支援員」を対象とした実務の向上につながる研修や意見交換を実施しています(再掲)。

- また、同センターの役割の一つであり、令和4(2022)年改正児童福祉法の施行により、令和6(2024)年度から新たに市町の業務の一つとして求められているサポートプラン作成に関する研修の実施など、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組んでいます(再掲)。

<現状・課題>

○引き続き、市町への伴走型支援を継続することが必要です。

<具体的な取組>

**市町への伴走型支援の継続**

- ・市町への研修を充実します。
- ・市町への児童相談アドバイザー等の派遣を継続します。
- ・市町間の連携を強化するため、「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用による支援を実施します。

<取組の目標>

取組	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
市町への伴走型 支援	県主催研修・会議 の市町職員等の 受講者数【累計】 (再掲)	200名	1,200名
	市町からの要請に よる要対協等への アドバイザー派遣 回数【累計】	17回	102回

### (3)子ども虐待防止啓発

#### <これまでの主な取組>

##### ●「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24(2012)年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

人間関係を中心とした様々な内容について相談が寄せられていますが、令和7(2025)年8月からはLINEによる相談も開始しています。虐待の相談を受けた場合は、児童相談所へ通告するなど、相談者本人の心情に配慮しながら早期対応を図っています。(再掲)

##### ●親子のための相談LINE

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和5(2023)年2月からSNSを活用した全国一元的な相談窓口である「親子のための相談 LINE」を開設・運用し、相談に対応しています。(再掲)

##### ●市町、企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発を実施しています。

#### <現状・課題>

○子どもの権利や相談方法について、子どもの年齢や発達段階に応じて分かりやすく啓発することが必要です。

○子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備することが必要です。

#### <具体的な取組>

##### 相談方法等について子どもに分かりやすく啓発

子どもの権利や相談方法について、年齢や発達に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施します。

### (1)推進体制

- 福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」において、連携を図りながら、計画を推進します。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等に当たっては、市町、警察等の関係機関等と連携します。

### (2)計画の推進

- 本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直し等を行います。
- また、PDCAサイクルとして、「子どもを虐待から守る条例」第31条の規定に基づき、毎年、施策の取組状況等を年次報告として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげます。
- 年次報告については、県のホームページで公表します。

## 第6章 資料編

### (1) 計画策定に向けた検討

#### ○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会

##### ■委員名簿(敬称略・五十音順)

委員名	所属等	備考
ささき みつあき 佐々木 光明	神戸学院大学法学部 教授	子どもを虐待から守る条例改正 検討有識者会議委員(座長)
たがみ きよの 田上 清乃	弁護士	
なかしま ひろみち 中島 弘道	児童精神科医	
はやかわ たけひこ 早川 武彦	三重県スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー	
まつおか のりこ 松岡 典子	NPO法人MCサポートセンター みっくみえ代表	子どもを虐待から守る条例改正 検討有識者会議委員

#### ○意見交換会

##### 【子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議委員】

##### ■委員名簿(敬称略・五十音順)

委員名	所属等
ごとう けいじ 後藤 啓二	・NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会代表理事 ・後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士
ささき みつあき 佐々木 光明	神戸学院大学法学部 教授
すずき ひでひろ 鈴木 秀洋	日本大学大学院危機管理学研究科 教授(行政法)・法学博士(専門職)・保育士
すずき みゆき 鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授・博士(医学)
のだ まさと 野田 正人	立命館大学 名誉教授
ふじた かおり 藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
ほりうち ちはる 堀内 千春	一般社団法人子どもアドボカシーセンターMIE 代表理事
まつおか のりこ 松岡 典子	NPO法人MCサポートセンター みっくみえ代表

○計画策定に向けた検討経過

年月日		主な内容
R7.10.10	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画の策定に係る三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会(第1回)	計画策定案(骨子案)
R7.11.12	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画の策定に係る三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会(第2回)	計画策定案(中間案)
R7.11.12	子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議委員による意見交換会	計画策定案(中間案)
R7.12.18 ～ R8.1.16	パブリックコメント 市町・関係機関等への意見照会	
R8.2.12	子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画の策定に係る三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会(第3回)	計画策定案(最終案)

## (参考) 子どもを虐待から守る条例

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、三重県子ども条例（令和七年三重県条例第四号）の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。

#### (基本的な考え方)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

- 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

(市町の責務)

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

(市町との協働)

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

- 2 保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- 3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

(関係機関等の責務等)

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

- 2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。
- 4 前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。

(県、市町及び関係機関等の連携)

第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。

- 2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

- 2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。
- 3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。
- 4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。
- 7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長（知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

### 第三章 早期発見及び早期対応

（通告等に係る対応）

- 第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。
- 2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。
  - 3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
  - 4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。
  - 5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

- 6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

- 2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。

#### 第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

- 2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。
- 3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。

(権利の擁護)

- 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。
- 2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
  - 3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。

(社会的養育及び自立支援)

- 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。
  - 3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進

(警察との連携)

第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。

(医療機関との連携)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備)

第二十三条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。

(在宅における支援体制の整備)

第二十四条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(推進計画)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十六条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

(人材の養成等)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。

3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。

(調査研究等)

第二十八条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

## 第六章 雑則

(秘密の保持)

第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(年次報告)

第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の子どもを虐待から守る条例第十三条第三項の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による。